

山梨県公報

第五百八十一号

令和七年

七月二十四日

木曜日

目次

告示

- 救急病院等の申出の撤回……………三九一
- 保安林の指定の予定……………三九一
- 道路の区域変更……………三九一
- 収納代理金融機関の指定の廃止(二件)……………三九二
- 土地改良区役員の退任及び就任……………三九二
- 随意契約の相手方の決定について……………三九三
- 山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………三九四

公告

人事委員会

告示

山梨県告示第二百二十五号

次に掲げる病院に係る救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による申出は、撤回された。

令和七年七月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 病院の名称及び所在地

名称	所在地
峡南医療センター企業団市川三郷病院	西八代郡市川三郷町市川大門四百二十八番地一

二 撤回年月日

令和七年八月一日

山梨県告示第二百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年七月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 都留市中津森字観音沢七四二地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、一三〇五の内一(次の図に示す部分に限る。)、七四二から七四五まで、七四七から七五五まで、七五七から七六二まで、一二八二から一二八八まで、一二八八の内一、一二八九、一二九七、一二九七の内二、一二九七の内二、一三〇〇、一三〇五の内二、字新井七六六から七七一まで、字石合一三二九、一三一九の内一、一三二〇から一三二六まで
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字観音沢七四二地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、七四二・七五四・七五五・七五七・七五八・一二八八・字新井七六八(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和七年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西八代郡市川三郷町市川大門字橋場二七九〇番三地从ら 西八代郡市川三郷町市川大門字橋場二七八八番一地从まで	旧	二一・三 二五・四	一五・〇
	新	二一・三 三二・二	一五・〇

山梨県告示第二百二十八号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第四百九十七号）は、廃止し、令和七年八月一日から適用する。

令和七年七月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県告示第二百二十九号

収納代理金融機関の指定（昭和五十八年山梨県告示第百九十三号）は、廃止し、令和七年八月一日から適用する。

令和七年七月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大石土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和七年七月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	梶原和夫	南都留郡富士河口湖町大石十三番地	令和七年三月三十一日
副理事長	堀内秀道	南都留郡富士河口湖町大石二百九十四番地	同
同	堀内幸治	南都留郡富士河口湖町大石四百六十六番地二	同
理事	堀内真太郎	南都留郡富士河口湖町大石四百九十四番地一	同
同	堀内義夫	南都留郡富士河口湖町大石九十六番地	同
同	貴家保	南都留郡富士河口湖町大石八十六番地	同
同	石原幸和	南都留郡富士河口湖町大石四百二十四番地	同
同	堀内信行	南都留郡富士河口湖町大石百六十六番地	同
同	堀内昭一	南都留郡富士河口湖町大石百三十四番地	同
同	渡辺秀希	南都留郡富士河口湖町大石二千四百三十四番地	同
監事	外川徹	南都留郡富士河口湖町大石九	同

同	
堀内保	百六十八番地
南都留郡富士河口湖町大石二百二十六番地	
同	

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	梶原幾郎	南都留郡富士河口湖町大石千二番地二	令和七年四月一日
副理事長	堀内喜久夫	南都留郡富士河口湖町大石四百七十一番地一	同
同	梶原雅人	南都留郡富士河口湖町大石二千五百八十五番地百五十二	同
理事	大澤武	南都留郡富士河口湖町大石七百八十五番地五	同
同	鈴木八重子	南都留郡富士河口湖町大石千九十五番地	同
同	鎌倉祐介	南都留郡富士河口湖町大石二千五百七十八番地	同
同	渡辺一成	南都留郡富士河口湖町大石八十二番地	同
同	堀内修一	南都留郡富士河口湖町大石二百七十二番地五	同
同	堀内もと子	南都留郡富士河口湖町大石三	同

同	堀内良一	南都留郡富士河口湖町大石七百五十一番地一	同
同	渡辺秀希	南都留郡富士河口湖町大石二千四百三十四番地	同
監事	堀内保	南都留郡富士河口湖町大石二百二十六番地	同
同	堀内真太郎	南都留郡富士河口湖町大石千四百九十四番地一	同

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年七月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 電子入札・公共事業総合管理システム再構築（現行システム調査・基本設計）業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県県土整備部県土整備総務課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年六月十七日

四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社 Y S K e i c o m

(二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

- 五 契約金額 三千八百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 電子入札・公共事業総合管理システム再構築に係る現行システム調査及び基本設計業務を行うにあたっては、運用開始から二十年が経過し、度重なる小規模改修により全体構成が複雑化した現行システムを調査した上で次期システムの基本設計を行う必要がある。これには発注金額だけでなく、情報システムに関する高度な専門知識、業務の実施体制や業務への基本姿勢、業務従事者の実績等を総合的に審査する必要がある、価格競争に適さないものとして企画提案方式による随意契約を採用したため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十九号

山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第七条」に改める。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

本則に次の一条を加える。

（情報通信技術利用条例第七条の規則で定める書面等及び措置）

第九条 情報通信技術利用条例第七条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条の表の上欄に掲げる書面等とし、情報通信技術利用条例第七条の規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。